

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年11月10日

**【四半期会計期間】** 第53期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

**【会社名】** 株式会社 SANKYO  
(登記社名 株式会社 三共)

**【英訳名】** SANKYO CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 筒井 公久

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

**【電話番号】** 03 (5778) 7777 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役員管理本部長 大島 洋子

**【最寄りの連絡場所】** 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

**【電話番号】** 03 (5778) 7777 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務執行役員管理本部長 大島 洋子

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第52期 第2四半期 連結累計期間	第53期 第2四半期 連結累計期間	第52期
会計期間		自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高	(百万円)	31,821	21,223	81,455
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△1,757	△4,969	3,832
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失(△)	(百万円)	△1,603	△3,409	1,777
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	△2,621	△819	3,246
純資産額	(百万円)	340,509	335,160	340,287
総資産額	(百万円)	391,299	382,377	390,585
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	(円)	△19.78	△42.00	21.94
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	—	—	20.73
自己資本比率	(%)	86.8	87.4	86.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	142	△2,545	8,549
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	22,479	9,696	20,547
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△6,091	△6,091	△12,184
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	251,435	252,877	251,818

回次		第52期 第2四半期 連結会計期間	第53期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△)	(円)	3.79	△27.61

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第52期第2四半期連結累計期間及び第53期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（パチンコ機関連事業、パチスロ機関連事業）

第1四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であったフィールズ株式会社は、保有株式の一部を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用環境の改善や企業業績の好調等を受けて景気回復基調が続いておりますが、一方で地政学的リスクの高まり等、国際情勢が不安定なことから、先行きに不透明感も残る状況にあります。

当パチンコ・パチスロ業界を取り巻く環境といたしましては、平成28年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（通称：IR推進法）が成立したことに伴い、カジノを含む統合型リゾート（IR）を整備するための具体的な制度設計を示す実施法案のほか、公営競技やパチンコ等を対象とするギャンブル等依存症対策基本法案が検討されております。こうした流れを受け、当パチンコ・パチスロ業界では依存症対策の一環として、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則」（いわゆる遊技機規則改正）が公布され、平成30年2月1日からの施行が予定されております。これにより当社の顧客であるパチンコパーラーは、3年間の経過措置の間に現行規則の遊技機を順次、改正規則の遊技機に置き換えていく必要がありますが、先行きの見通しが不透明であることから遊技機購入には慎重な姿勢を示しております。

こうした中、当社グループはパチンコ5タイトル、パチスロ3タイトルを販売いたしました。パチンコは前期に販売した商品の新スペックでの追加販売等が中心であり、当第2四半期連結累計期間の売上は低水準にとどまりました。

以上の結果、売上高212億円（前年同四半期比33.3%減）、営業損失55億円（前年同四半期は16億円の営業損失）、経常損失49億円（前年同四半期は17億円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失34億円（前年同四半期は16億円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、売上高96億円（前年同四半期比59.4%減）、営業損失43億円（前年同四半期は20億円の営業利益）、販売台数24千台となりました。

主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア」（平成29年8月）、Bistyブランドの「エヴァンゲリオン～いま、目覚めの時～ Premium Model」（平成29年6月）、JBブランドの「新夏祭り」（平成29年6月）であります。

②パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、売上高76億円（前年同四半期比51.7%増）、営業利益12億円（前年同四半期は6億円の営業損失）、販売台数17千台となりました。

販売タイトルは、SANKYOブランドの「パチスロ マクロスフロンティア3」（平成29年5月）、「パチスロ アクエリオンEVOL」（平成29年7月）、「パチスロ ゴルゴ13」（平成29年9月）であります。

③補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、売上高36億円（前年同四半期比34.6%増）、営業利益2億円（同555.5%増）となりました。

④その他

その他につきましては、売上高2億円（前年同四半期比11.1%増）、営業損失2億円（前年同四半期は3億円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は3,823億円であり、前連結会計年度末と比べ82億円減少しました。これは主に、投資有価証券が46億円、有償支給未収入金（流動資産「その他」に含む）が29億円、現金及び預金が16億円それぞれ増加となりましたが、有価証券が110億円、受取手形及び売掛金が75億円それぞれ減少したことによるものであります。

負債は472億円であり、前連結会計年度末と比べ30億円減少しました。これは主に、支払手形及び買掛金が37億円増加となりましたが、電子記録債務が39億円、未払金（流動負債「その他」に含む）が18億円、未払法人税等が14億円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末と比べ51億円減少しました。これは主に、その他有価証券評価差額金が25億円、フィールズ株式会社を持分法適用の範囲から除外したことにより14億円増加となった一方、配当金の支払い60億円、親会社株主に帰属する四半期純損失を34億円計上したことによるものであります。この結果、純資産は3,351億円となり、自己資本比率は0.5ポイント増加し、87.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ10億円増加し、2,528億円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ26億円減少し、25億円の資金の支出となりました。収入の主な内訳は、売上債権の減少額75億円、減価償却費12億円であり、支出の主な内訳は、税金等調整前四半期純損失50億円、有償支給未収入金の増加額（「その他」に含む）29億円、たな卸資産の増加額21億円、法人税等の支払額13億円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間に比べ127億円減少し、96億円の資金の収入となりました。収入の主な内訳は、有価証券の償還による収入350億円、投資有価証券の償還による収入160億円であり、支出の主な内訳は、有価証券の取得による支出350億円、定期預金の預入による支出55億円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結累計期間とほぼ同額の60億円の資金の支出となりました。支出の主な内訳は、配当金の支払額60億円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は97億円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
合計	144,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	89,597,500	89,597,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
合計	89,597,500	89,597,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年7月5日
新株予約権の数	969個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	96,900株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円
新株予約権の行使期間	平成29年7月22日から平成79年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,629円 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記(注)4に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の規定及び当社が別途定める条件に従って、また、当該相続人が当該新株予約権割当契約の規定に従うことを合意することを条件として、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り承継した新株予約権を行使できるものとする(ただし、当該新株予約権者から本新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。)。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、当該新株予約権者の死亡と同時に当該新株予約権者の有していた未行使の新株予約権全部は行使できなくなるものとする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。



- (6) 本新株予約権の割当てを受けた者が、割当日における地位に応じた次の任期（以下「予定任期」という。）中に、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合、割り当てられた新株予約権のうち、予定任期の開始日（ただし、当該日より後に割当日における地位に就任した場合は就任日）から当該地位喪失日の属する月までの月数（ただし、月の15日までに地位を喪失した場合はその月を含めないものとして計算する。以下、「在任月数」という。）に応じて、次の算式により算出された個数の新株予約権は行使できないものとする。ただし、予定任期中に新株予約権者が死亡し、又はやむを得ない事由によって退任した場合には、当該期間の全部又は一部をその在任月数として計算することができる。

当社及び当社の子会社の取締役の任期 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで  
 当社の執行役員の任期 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

$$\text{行使できない新株予約権の個数} = \frac{12\text{か月} - \text{在任月数}}{12\text{か月}} \times \text{当社及び当社の関係会社の取締役及び執行役員に割り当てられた新株予約権の個数}$$

- (7) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 上記(注)2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
 上記(注)3に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
 以下の事項に準じて決定する。
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
    - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	—	89,597,500	—	14,840	—	23,750

## (6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社マーフコーポレーション	東京都港区南青山七丁目1番29号 (201)	28,346	31.63
株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号	8,420	9.39
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,662	4.08
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,558	2.85
赤石典子	群馬県桐生市	2,506	2.79
毒島章子	群馬県桐生市	2,506	2.79
毒島秀行	東京都渋谷区	2,431	2.71
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,496	1.67
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,298	1.44
フィールズ株式会社	東京都渋谷区南平台町16番17号	980	1.09
合計	—	54,206	60.50

(注) 1 所有株式数は千株未満、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2 上記所有株式のうち、信託業務等に係る株式数は以下のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 3,662千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,558千株

- 3 平成28年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者6名が平成28年11月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区 丸の内一丁目8番3号	1,275	1.42
ブラックロック・フィナンシャル・ マネジメント・インク (BlackRock Financial Management, Inc.)	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク イースト52 ストリート 55	94	0.11
ブラックロック・ライフ・ リミテッド (BlackRock Life Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・ アベニュー 12	150	0.17
ブラックロック・アセット・ マネジメント・アイルランド・ リミテッド (BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ ファイナンシャル・ サービス・センター JPモルガン・ハウス	209	0.23
ブラックロック・ファンド・ アドバイザーズ (BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	1,236	1.38
ブラックロック・ インスティテューショナル・ トラスト・カンパニー、エヌ、 エイ。(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400	1,401	1.56
ブラックロック・ インベストメント・マネジメント (ユークー) リミテッド (BlackRock Investment Management (UK) Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・ アベニュー 12	167	0.19
合計	—	4,534	5.06

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,420,900	—	単元株式数は100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 81,034,500	810,345	同上
単元未満株式	普通株式 142,100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	89,597,500	—	単元株式数は100株
総株主の議決権	—	810,345	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株(議決権数31個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式59株及び証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷 三丁目29番14号	8,420,900	—	8,420,900	9.39
合計	—	8,420,900	—	8,420,900	9.39

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	97,818	99,426
受取手形及び売掛金	18,626	※1 11,061
有価証券	188,007	177,000
商品及び製品	82	1,014
仕掛品	289	210
原材料及び貯蔵品	1,334	2,659
その他	11,407	14,539
貸倒引当金	△13	△1
流動資産合計	317,552	305,909
固定資産		
有形固定資産	44,880	45,459
無形固定資産		
のれん	267	199
その他	319	263
無形固定資産合計	586	463
投資その他の資産		
投資有価証券	21,612	26,245
その他	6,357	4,702
貸倒引当金	△24	△22
投資損失引当金	△379	△379
投資その他の資産合計	27,565	30,545
固定資産合計	73,032	76,467
資産合計	390,585	382,377
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,607	9,371
電子記録債務	8,113	4,178
未払法人税等	1,623	199
賞与引当金	834	993
その他	5,750	3,979
流動負債合計	21,930	18,722
固定負債		
新株予約権付社債	20,066	20,056
退職給付に係る負債	4,671	4,787
資産除去債務	63	63
その他	3,565	3,585
固定負債合計	28,368	28,494
負債合計	50,298	47,217

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年 3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年 9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,840	14,840
資本剰余金	23,750	23,750
利益剰余金	335,518	326,628
自己株式	△39,700	△38,781
株主資本合計	334,408	326,436
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,264	7,805
退職給付に係る調整累計額	△188	△139
その他の包括利益累計額合計	5,076	7,666
新株予約権	802	1,057
純資産合計	340,287	335,160
負債純資産合計	390,585	382,377

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
売上高	31,821	21,223
売上原価	14,621	10,414
売上総利益	17,200	10,809
販売費及び一般管理費	※1 18,885	※1 16,385
営業損失(△)	△1,684	△5,576
営業外収益		
受取利息	185	99
受取配当金	332	407
その他	99	104
営業外収益合計	617	610
営業外費用		
持分法による投資損失	686	—
その他	3	3
営業外費用合計	690	3
経常損失(△)	△1,757	△4,969
特別利益		
固定資産売却益	8	—
ゴルフ会員権売却益	—	2
特別利益合計	8	2
特別損失		
固定資産売却損	10	2
固定資産廃棄損	9	10
投資有価証券売却損	—	42
ゴルフ会員権売却損	7	—
特別損失合計	26	55
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,775	△5,022
法人税、住民税及び事業税	322	91
法人税等調整額	△494	△1,705
法人税等合計	△172	△1,613
四半期純損失(△)	△1,603	△3,409
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,603	△3,409



【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期純損失(△)	△1,603	△3,409
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,035	2,622
退職給付に係る調整額	33	38
持分法適用会社に対する持分相当額	△15	△71
その他の包括利益合計	△1,018	2,590
四半期包括利益	△2,621	△819
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△2,621	△819
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,775	△5,022
減価償却費	1,644	1,223
のれん償却額	368	67
株式報酬費用	272	249
引当金の増減額(△は減少)	176	144
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	179	172
受取利息及び受取配当金	△517	△506
持分法による投資損益(△は益)	686	—
売上債権の増減額(△は増加)	15,323	7,565
たな卸資産の増減額(△は増加)	△2,375	△2,176
仕入債務の増減額(△は減少)	△10,832	△280
その他	△622	△3,219
小計	2,528	△1,783
利息及び配当金の受取額	490	389
法人税等の支払額	△2,879	△1,394
法人税等の還付額	2	242
営業活動によるキャッシュ・フロー	142	△2,545
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△5,548
有価証券の取得による支出	—	△35,000
有価証券の償還による収入	5,000	35,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	△2,005	△1,650
有形及び無形固定資産の売却による収入	22	—
投資有価証券の取得による支出	△30	△9
投資有価証券の償還による収入	20,000	16,000
投資有価証券の売却による収入	—	544
貸付けによる支出	△544	△200
貸付金の回収による収入	—	554
その他	37	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,479	9,696
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△2	△2
自己株式の取得による支出	△0	△1
配当金の支払額	△6,088	△6,088
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,091	△6,091
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	16,530	1,059
現金及び現金同等物の期首残高	234,905	251,818
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 251,435	※1 252,877

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
(持分法適用の範囲の重要な変更) 第1四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社であったフィールズ株式会社は、保有株式の一部を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- ※1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形	—	669百万円

(四半期連結損益計算書関係)

- ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
販売手数料	1,518百万円	701百万円
広告宣伝費	1,197百万円	762百万円
給与手当	1,358百万円	1,249百万円
賞与引当金繰入額	481百万円	460百万円
退職給付費用	111百万円	116百万円
研究開発費	10,330百万円	9,725百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	92,435百万円	99,426百万円
有価証券勘定	185,009百万円	177,000百万円
合計	277,445百万円	276,426百万円
運用期間が3か月を超える債券他	△26,010百万円	△18,000百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△5,548百万円
現金及び現金同等物	251,435百万円	252,877百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,088	75.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	6,088	75.00	平成28年9月30日	平成28年12月2日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,088	75.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月9日 取締役会	普通株式	6,088	75.00	平成29年9月30日	平成29年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	23,839	5,037	2,707	31,584	237	31,821	—	31,821
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	23,839	5,037	2,707	31,584	237	31,821	—	31,821
セグメント利益 又は損失(△)	2,005	△653	32	1,384	△352	1,032	△2,716	△1,684

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、ゴルフ場運営、一般成形部品販売等の事業であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	9,673	7,642	3,644	20,960	263	21,223	—	21,223
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	9,673	7,642	3,644	20,960	263	21,223	—	21,223
セグメント利益 又は損失(△)	△4,321	1,257	212	△2,851	△284	△3,135	△2,440	△5,576

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、ゴルフ場運営、一般成形部品販売等の事業であります。

2 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△19円78銭	△42円00銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純損失金額(△) (百万円)	△1,603	△3,409
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額(△) (百万円)	△1,603	△3,409
普通株式の期中平均株式数 (株)	81,023,402	81,176,717
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第53期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）中間配当については、平成29年11月9日開催の取締役会において、平成29年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	6,088百万円
1株当たりの金額	75.00円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成29年12月1日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

株式会社SANKYO  
(登記社名 株式会社三共)  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏 ⑨

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三宅 孝 典 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKYOの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



**【表紙】**

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月10日

【会社名】 株式会社 SANKYO  
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 公久

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長筒井公久は、当社の第53期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。